

製品の偽造防止監督管理弁法実施細則

2003年8月7日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

製品の偽造防止監督管理弁法実施細則

(2003年8月7日国家質量監督檢驗檢疫総局公布)

第一章 総則

第一条 製品の偽造防止に対する監督管理業務を強化し、「製品の偽造防止監督管理弁法」の有効的实施を確実に保証するために、「製品の偽造防止監督管理弁法」と「工業製品生産許可証管理弁法」の関連規定に準拠し、本細則を制定する。

第二条 中華人民共和国国内において偽造防止技術、偽造防止の技術製品及び偽造防止鑑別装置(器具設備を含む)の研究製造、生産、使用に従事する場合、「製品の偽造防止監督管理弁法」(以下「弁法」と略称する)及び本細則を遵守しなければならない。法律、行政法規及び国务院に別段規定のある場合はこの限りではない。

第三条 国家質量監督檢驗檢疫総局は、製品の偽造防止について統一的な監督管理の実施に責任を負い、全国偽造防止技術製品管理弁公室(以下全国偽防弁と略称する)は、全国製品偽造防止監督管理の具体的な実施業務に責任を負う。その主要な職責は以下の通り。

- (一) 全国の製品偽造防止監督管理業務の規程と規範的文書を起草し、併せて実施する。
- (二) 偽造防止の技術製品の基準制度、改訂の調整業務に参加する。
- (三) 偽造防止技術製品の生産許可証の具体的実施業務を担当する。
- (四) 偽造防止の技術審査評価機関と偽造防止の検査・測定機関の資格認定に責任を負い、それに対する業務指導と監督管理を行う。
- (五) 偽造防止技術専門家委員会の専門家の登録に責任を負い、それに対する監督管理を行う。
- (六) 外国の偽造防止技術と、偽造防止の技術製品の国内における使用の登記登録管理に責任を負う。
- (七) 偽造防止の技術製品の品質監督サンプリング検査活動に参加する。
- (八) 全国の製品偽造防止監督管理情報システムの管理に責任を負い、偽造防止の技術製品情報の公布を統一的に管理する。
- (九) 偽造防止の技術製品生産許可証と偽造防止技術の審査評価などの業務において生じた重大な争議事項を調整・処理する。
- (十) 偽造防止業社会团体と仲介機関に対し業務指導と監督を行う。
- (十一) 製品偽造防止監督管理に関連するその他事項を処理する。

第四条 各省、自治区、直轄市の品質技術監督部門(以下省級技術監督部門と略称する)は当該行政区域内の製品の偽造防止監督管理業務に責任を負う。省級品質技術監督部門の偽造防止技術製品管理機関は製品の偽造防止監督管理の日常業務に責任を負う。その主要な職責は以下の通り。

- (一) 製品偽造防止の法律法規、規則と規範的文書の徹底した宣伝教育業務を実施する。

(二) 偽造防止技術製品生産許可書の申請受理に協力し、資料審査と現場審査業務をしっかりと行われるよう協力する。

(三) 偽造防止技術製品の使用・普及機関の登録及び偽造防止の技術製品使用登録の公告業務に責任を負う。

(四) 当該行政区域内の偽造防止業社会団体と仲介機関に対する業務指導と監督を実施する。

(五) 当該行政区域内の偽造防止技術製品の品質監督サンプリング検査活動に参加し、組織する。

(六) 全国偽防弁から引き渡されたその他事項に責任を負う。

第二章 機関の確認管理

第五条 国家は偽造防止の技術審査評価機関に対して資格確認管理を実施する。

偽造防止の審査評価機関は全国偽防弁の委託を受け、資格の確認範囲における偽造防止技術製品の偽造防止技術審査評価（以下、偽造防止技術審査評価と略称する）の業務に責任を負う。その主要な職責は以下の通り。

(一) 製品の偽造防止の法律法規、規則と規範的文書を徹底的に実施し、機関内部の偽造防止技術審査評価管理制度を制定する。

(二) 関連規定と制度の宣伝教育と実施に参加する。

(三) 偽造防止技術専門家委員会の偽造防止技術審査評価業務実施活動の実施を組織し、偽造防止の技術評価証を授与する。

(四) 全国偽防弁から引き渡されたその他事項に責任を負う。

第六条 偽造防止技術審査評価機関は次の条件を備えていなければならない。

(一) 独立法人資格を有する。

(二) 偽造防止業の発展状況を熟知し、偽造防止技術発展の趨勢を理解している。

(三) 偽造防止技術及び偽造防止技術製品の開発、生産及び経営活動に従事していない。

(四) 固定の業務所があり、必要な設備を備えている。

(五) 事業機関または社会団体の登録資本金は、10万元以上でなければならず、有限責任会社の登録資本金は500万元以上でなければならない。

(六) 偽造防止技術専門家の登録資格を取得した技術者が3人を下回らない。

(七) 機関内部に厳格で規範的且つ有効な業務制度がある。審査評価される偽造防止技術に関連する内容及び資料の安全機密措置を保証することができる。

(八) 国内外の偽造防止技術専門家と広範且つ密接な関係がある。偽造防止技術審査評価を専門家により実施する能力を有する。

(九) 製品の偽造防止監督管理に関連する規定を遵守する。

第八条 偽造防止技術審査評価機関の資格確認は以下の手順で行う。

(一) 偽造防止技術審査評価資格を申請する機関は、全国偽防弁へ次の資料を提出しなければ

ならない。

1. 偽造防止技術審査評価資格申請書（付表 1 を参照）
2. 機関の法人証明書（写しを記録として残す）
3. 偽造防止技術審査評価業務規定、安全機密保持制度、業務規律など審査評価業務制度。
4. 偽造防止技術審査評価業務に専門的に従事する人員の名簿（履歴書及び主要な技術業務を添える）。
5. 偽造防止技術審査評価責任保証書。
6. その他当該機関が偽造防止技術審査評価能力と条件を有すると証明することができる資料と説明。

（二）全国偽防弁は申請資料に対して資格審査を行い（現場視察を含む）、併せて偽造防止技術の発展状況と必要性に基づき、優秀なものを選び確認し、偽造防止技術審査評価資格証（付属書類 1 を参照）を授与し、社会へ公告する。

第八条 偽造防止技術製品検査測定・検証の任務を負う検査測定機関は、全国偽防弁の国家認監委員会の確認を経てから、はじめて偽造防止技術製品の検査測定・検証業務に従事することができる。

第九条 偽造防止技術製品の検査測定・検証の任務を負う偽造防止検査測定機関は、以下の基本条件に符合していなければならない。

- （一）独立した法人資格を有する。
- （二）偽造防止技術製品検査測定・検証の条件と能力を備え、計量認証を経ている。
- （三）偽造防止技術及び偽造防止技術製品の開発、生産と経営活動に従事していない。
- （四）健全な管理体系を備え、検査測定される偽造防止技術製品に関連する内容及び資料の安全、秘密保持措置を保証することができ、且つ効率的に運行できる。
- （五）公正、正確な検証結果を提供できる。
- （六）製品の偽造防止監督管理に関連する規定を遵守し、偽造防止基準に定める特殊な要求に合致している。

第十条 偽造防止検査測定・検証機関の確認手順。

（一）偽造防止技術製品の検査測定・検証任務を負うことを申請する検査測定機関は、全国偽防弁へ次の資料を提出しなければならない。

1. 偽造防止技術製品検査測定・検証資格申請書（1式2部）（付表 2 を参照）
2. 営業資格証明書の写し（1式2部）
3. 計量認証証明書及び付属書類（検査測定・検証の授権範囲を含む）の写し（1式2部）
4. 実験室認可証明書（ある場合）の写し（1式2部）
5. 偽造防止技術製品検査測定・検証責任保証証明書
6. その他当該機関が偽造防止技術製品検査測定・検証能力と条件を備えると証明できる資料と説明。

(二) 全国偽防弁は国家認監委員会と相談し、申請資料について資格審査を実施し（現場視察を含む）、併せて偽造防止の発展状況と需要に基づき、業務の品質と進捗、企業の検査申告への利便性を保証する原則に従い、条件を備える検査測定機関に対し、優秀なものを選び確認し、偽造防止検査測定・検証資格証（付属文書2を参照）を授与する。

第三章 生産許可証の管理

第十一条 偽造防止技術製品は国家の工業製品生産許可証の管理範疇に入れ、許可書の発行条件に符合する企業に対して、工業製品生産許可書を授与する。

第十二条 偽造防止技術製品生産許可証審査部は、全国偽防弁に設置し、偽造防止技術製品生産許可証の審査業務に責任を負う。その主要な職責は次の通り。

(一) 「偽造防止技術製品生産許可証実施細則」を起草する。

(二) 企業への「偽造防止技術製品生産許可証実施細則」の宣伝・講演活動を組織し実施する。または講演活動へ協力し、各審査グループが実施細則の要求に基づき企業に審査を行うことを指導する。

(三) 省級品質技術監督部門が受理する企業の申請を審査、総括する。

(四) 許可書の取得を申請する企業の生産条件に対して審査を実施し、組織する。

(五) 許可書の取得を申請する企業の生産条件の審査報告と製品品質検査報告に対して審査と総括を行い、証明書発行条件に符合する企業の関連資料を全国工業製品生産許可弁公室へ届け出る。

(六) 全国工業製品生産許可証弁公室から引き渡されたその他事項に責任を負う。

第十三条 偽造防止技術製品生産許可書の申請は以下の規定に符合していなければならない。

(一) 偽造防止技術製品生産許可証を申請する企業（外資、合弁企業を含む）は「弁法」第9条に定める条件を備えていなければならない。証明書の申請は、省級品質技術監督部門へ提出し、併せて「弁法」第10条に規定する資料を提出しなければならない。

(二) 単独で偽造防止技術製品を外部へ提供し、且つ独立法人資格を有する生産企業は偽造防止技術製品の生産許可書を申請することができる。

(三) 偽造防止技術製品が協力加工方式で生産活動を行う場合、最終的に偽造防止技術製品を外部へ提供した企業が偽造防止技術製品生産許可証を申請し、且つその協力加工機関の生産条件を、生産許可証を申請するための生産条件とし、併せて申告する。協力加工過程において、偽造製品防止技術が付加価値を有する場合は、協力機関が相応の偽造製品防止技術審査評価証明書を持たなければならない。許可証を取得した企業が偽造防止技術製品の品質に責任を負う。

第十四条 偽造防止技術製品生産許可証の有効期間は通常3年とし、有効期間は証書の発行日から起算する。異なる偽造防止技術製品生産許可証の有効期間は相応の偽造製品技術製品実施細則において規定する。

第十五条 その他の生産許可証管理に言及されていない事項は工業製品生産許可証の関連規

定に基づき処理する。

第四章 偽造防止技術審査評価管理

第十六条 偽造防止技術審査評価の主な内容

(一) 偽造防止技術製品の中核技術の特徴、偽造防止の特性、主要技術の指標及び偽造防止機能の信頼度に対して分析、検査測定と評価を行う。

(二) 偽造防止技術製品自体の攻撃抵抗、偽造防止措置と安全管理措置のフィージビリティについて分析、検査証明と評価を行う。

(三) 偽造防止技術製品の偽造防止鑑定機能の信用性について分析、検査証明を行う。

第十七条 偽造防止技術審査評価の手順は以下の通り。

(一) 機関または個人が偽造防止技術審査評価を申請する場合、全国偽防弁の資格確認を経た偽造防止技術審査評価機関へ申請を提出し、国外企業は全国偽防弁を通じ指定の偽造防止技術審査評価機関へ申請を提出し、併せて次の資料を提出しなければならない。

1. 偽造防止技術申請書 1 式 3 部（付表 3 を参照）
2. 偽造防止技術研究報告（技術の特徴、主な技術指標、応用分野などを含む）
3. 偽造防止機能検査測定報告
4. 偽造防止技術の主な実用的特徴と機能、サービスシステム及び安全保障能力と措置。
5. 偽造防止技術の権属証明（写しを記録として残す）

(二) 偽造防止技術審査評価機関は偽造防止技術審査評価の申請資料を受領後、15 営業日以内に書面資料の審査評価を完成させなければならない。資料が要求に合致する場合、審査評価の申請を受理する。資料が要求に合致していない場合、速やかに資料の補足提出を通知しまたは申請資料を返却し、併せてその理由を説明する。

(三) 偽造防止技術審査評価機関は、審査評価を受理した偽造防止技術または偽造防止技術製品に対して、受理した日から 30 営業日以内に、偽造防止技術専門家委員会の専門家により審査評価を行わなければならない。専門家は 7 人を下回ってはならず、そのうち登録資格を有する専門家は 5 人を下回ってはならない。

(四) 審査評価を通過した場合、全国偽防弁に届出後、偽造防止技術審査評価証明書を授与する。（付属文書 3 を参照）。審査評価を通過していない場合、資料を申請機関へ返却し、その理由を説明する。

第十八条 偽造防止技術審査証明の申請で提出した偽造防止機能検査報告は、原則上国家質量監督検査検疫総局が確認した検査測定機関が発行する。先進的なハイテック製品の場合、既に確認した検査測定機関が検査測定条件を備えていないとき、全国偽防弁が指定するその他機関により検査測定を行う。

第十九条 偽造防止技術審査証明書は全国偽防弁公が統一して印刷し、偽造防止技術審査評価

機関が授与する。有効期間は通常3年とする。

第二十条 国家は偽造防止技術審査評価に責任を負う偽造防止技術専門家委員会の専門家に
対し登録管理を行う。登録条件は次の通り。

(一) 偽造防止及び関連の専門技術を熟知し、偽造防止技術または偽造防止管理分野の技能を
備えている。

(二) 当該専門分野の技術発展の新たな動向を比較的早く承知し把握することができる。

(三) 高級以上の専門技術職または規定する職務を取得している。

(四) 科学と公正の原則を堅持し、偽造防止技術の審査評価業務の規律と機密制度などの規定
を厳格に遵守する。

(五) 健康であり、偽造防止事業に情熱を燃やし、積極的に偽造防止技術審査評価及び関連業
務に参加できる。

(六) 製品の偽造防止監督管理に関連する規定を遵守している。

第二十一条 偽造防止技術専門家の登録手順は次の通り。

(一) 専門家の条件に符合するすべての人員は、所在の省級品質技術監督部門または偽造防止
技術審査評価機関へ書面申請を行うことができ、併せて偽造防止技術専門家登録申請表（付表4
を参照）1式2部に記入する。

(二) 省級品質技術監督部門または偽造防止技術審査証明機関が照合後、全国偽防弁へ条件に
符合する専門家を推薦することができ、関連資料を届け出る。

(三) 全国偽防弁は資料を受領後、審査照合を行い、必要な場合は教育・査定を実施し、条件
に符合する場合は登録し、偽造防止技術専門家登録証明書（付録文書4を参照）を授与する。

第二十二条 偽造防止技術審査評価機関及び関連人員は審査評価業務において、科学、公正、
事実に基づき真実を求める原則を堅持しなければならず、技術機密を守り、審査証明結果につい
て責任を負う。

第五章 偽造防止技術製品の使用と普及

第二十三条 偽造防止技術製品の使用には、届出公告制度を実施する。使用機関は自主原則に
基づき「弁法」第19条に定める資料を持参し地級品質技術監督部門で偽造防止技術製品の使用
届出手続きを行う。

第二十四条 偽造防止技術製品使用届出手順は以下の通り。

(一) 当該地級品質技術監督部門は届出資料を受領後、20営業日以内に条件審査を完了させ
なければならず、審査合格者は偽造防止技術製品使用届出表（1式3部）（付表5を参照）に記
入し、届出が許可された場合、省級品質技術監督部門へ届け出る。審査に不合格の場合、速やか
に申請者に整理改善を通知する。

(二) 省級品質技術監督部門は地級品質技術監督部門が批准した偽造防止技術製品使用届出資
料を受領後、統一して社会へ公告する。

(三) 省級品質技術監督部門は毎月末に、使用届出公告及び製品の偽造防止特徴の資料を全国偽防弁と品質技術監督部門の執行機関へ届け出て、全国製品偽造防止監督管理情報システムに組み入れ、社会からの調査に備え、届出の重複を防ぐと同時に、使用届出機関に対して、法的保護を与える。

第二十五条 国务院の関連部門または、業界をリードする機関が偽造防止技術や偽造防止技術製品を使用し、ある種の製品に統一した偽造防止管理を実施する場合、以下の手順に基づき入札を行わなければならない。

(一) 入札機関は全国偽防弁と協力し、国家の入札応札管理弁法に基づき偽造防止技術または偽造防止技術製品の入札応札案を制定し、社会に向け入札を実施する。

(二) 全国偽防弁は入札方へ協力し、入札に参加する企業及び評定委員会の偽造防止専門家に対して、資格審査を実施する。入札に参加する機関は、偽造防止技術製品の生産許可証を得た企業（国内）または、偽造防止登記登録証を取得した企業（国外）でなければならない。

(三) 偽造防止技術製品の入札及び採用後、入札機関は全国偽防弁へ使用届出公告の手続きを統一的行う。

第二十六条 国外企業の研究開発、生産の偽造防止技術または偽造防止技術製品を国内で普及する場合、全国偽防弁へ偽造防止登記登録を実施してから、はじめて使用することができる。

第二十七条 国外企業の偽造防止技術または偽造防止技術製品を国内で偽造防止登記登録を行う場合、以下の条件を備えていなければならない。

(一) 国外企業は国内で登録し、または相応の独立法人機関に委託しなければならない。（普及代理機関と略称する）

(二) 国外企業は相応の生産条件と技術管理人員を備えていなければならない。

(三) 国外企業と国内の普及代理機関はみな健全で有効な生産物流管理、安全秘密保持制度と秘密保持措置を備えていなければならない。

(四) 偽造防止技術または偽造防止技術製品がこの細則に定められた偽造防止技術の審査証明を通じ、偽造防止技術審査証明書を取得している。

(五) 製品が全国偽防弁の資格確認を得た偽造防止検査測定・検証機関の検査を経て、関連の国家基準または業界基準、企業基準に符合している場合

第二十八条 国外の偽造防止技術または偽造防止技術製品の偽造防止登記登録手続きは以下の通り。

(一) 国外偽造防止技術製品の国内普及代理機関は、全国偽防弁へ次の資料を提出しなければならない。

1. 偽造防止登記登録申請書（1式2部）（付表6を参照）
2. 普及代理機関の営業許可証及び組織機関コード証明書（副本の写し）
3. 国外企業の偽造防止技術製品の普及授權証
4. 偽造防止技術の審査証明書

5. 関連の業務規程、秘密保持制度、秘密保持措置などの管理文書
6. 全国偽防弁の資格確認を得た偽造防止検査測定機関が発行した製品検査測定・検証報告
7. 国外企業開業の合法的な証明書、資本信用証明書
8. 生産条件証明資料
9. 偽造防止技術製品の機能要求がある製品基準または規範的な技術文書。

(二) 全国偽防弁は登記登録申請資料を受領後、40営業日以内に上述の要求に基づき、審査を行い、必要なときは工場条件の現場審査を実施する。

審査を通過した場合、登記登録を許可し、偽造防止登記登録証を授与し（付属文書5を参照）、証明書の有効期間は通常3年とする。

全国偽防弁は、偽造防止登記登録を得た製品及び企業名簿の統一公開に責任を負う。

(三) 審査に通らなかった場合、申請資料を返却し、その理由を説明する。2ヶ月以内補足するよう企業に通知し、期限を過ぎても補足しなかった場合、申請撤回とみなし、企業が自ら責任を負う。

第二十九条 偽造防止の登記登録証は国家質量監督検査検疫総局が統一的に印刷し、授与する。

第三十条 企業は偽造防止登記登録証が期限になる6ヶ月前に、全国偽防弁へ証明書交換申請を行わなければならない。期日通りに申請せず、証明書の交換に遅れた場合、企業が自ら責任を負う。

第三十一条 偽造防止技術製品生産企業が異なる地域で使用普及機関を設立する場合（代理機関も含む）、当該地の省級品質技術監督部門で届出を行わなければならない、その届出手順は以下の通り。

(一) 当該地の省級品質技術監督部門へ次の届出資料を提出する。

1. 偽造防止技術製品使用普及機関届出申請表（1式2部）（付表7を参照）
2. 偽造防止技術製品生産企業の使用普及授權書
3. 使用普及機関営業許可証副本（写し）
4. 生産許可証の正本、副本（写し）または偽造防止登記登録証の正本、副本（写し）
5. 偽造防止技術製品使用普及機関の業務規程、安全機密保持、管理制度等に関連する文書

(二) 省級品質技術監督部門は申請の届出を受領後、15日営業日以内に届出の審査を完了し、届出許可通知書を下達し、監督管理を行う。審査に不合格の場合、その整理改善を通知する。

第三十二条 偽造防止技術サービスに従事する社会団体は、偽造防止業全体の利益から、偽造防止技術生産企業の使用普及における取りまとめ業務を確実に実施し、業界の自律公約を制定し、執行を監督し、不正競争を防止する。

第三十三条 偽造防止技術製品普及業務に従事する仲介機関と社会団体が、偽造防止技術と偽造防止技術製品を使用者へ普及する際、自由意志と公正の原則を堅持しなければならない、普及する偽造防止技術製品は生産許可証または登記登録証を取得した製品であり、技術コンサルティングサービスの実施に責任を負わなければならない。

第六章 監督と管理

第三十四条 国家は偽造防止技術製品生産許可証、偽造防止登記登録証を取得した企業に対して年度監督審査（以下年度審査と略称する）制度を実施し、偽造防止技術製品に対して監督サンプリング検査を実施する。許可証を取得したすべての企業は、規定に基づき年度審査とサンプリング検査を受けなければならない。国家質量監督検閲検疫総局は年度審査と監督サンプリング検査を統一的に管理する。

（一）偽造防止技術製品許可証を得た企業は工業製品生産許可証の関連管理規定の要求に基づき、年度審査を行う。

（二）偽造防止登記登録をした企業は工業製品生産許可証の管理の関連管理規定の要求に基づき、年度審査を行う。

（三）偽造防止技術製品監督サンプリング検査業務は、製品品質監督サンプリング検査の管理に関する規定に基づき行う。

第三十五条 関連機関と個人は偽造防止技術製品の偽造防止機能の不良、偽造防止機能の失効を発見した際、当該地または国家質検部門へ届出ることができる。

全国偽防弁は、届出の状況に基づき、または偽造防止審査評価機関へ委託・組織し、偽造防止機能の評価を行う。評価結果が失効とされた偽造防止技術製品は、社会へ公告し、関連の証明書を回収し、生産と応用普及を停止する。

第三十六条 偽造防止技術審査評価機関に、次の1の行為があった場合、国家質量監督検閲検疫総局が情状の深刻さに基づき、それぞれ是正を命じ、批評を通告し、資格取消の処置を行う。関係責任者について、所在機関が相応の処分を行わなければならない。犯罪を構成した場合、法に基づき関連責任者の法的責任を追及する。

（一）全国偽防弁の授權範囲を超え業務を行った場合。

（二）業務規程に違反し業務を行い、極めて悪い影響をもたらした場合。

（三）規定の職責を履行せず、規則違反を行い、職責を軽んじ、不正や欺瞞的手段で私利を営み、極めて悪い影響をもたらした場合。

（四）専門家の審査評価意見に対して、欺瞞し、偽造防止技術審査評価の結論を偽造した場合。

（五）許可を得ずに偽造防止技術の機密を他人に漏洩するまたは不法占有をした場合。

（六）偽造防止技術製品の開発、生産と販売に従事した場合。

第三十七条 偽造防止検査測定機関に次の行為の1があった場合、国家質量監督検閲検疫総局は情状の深刻さに基づき、それぞれ是正を命じ、批評を通告し、資格確認取消の処理を行う。関係責任者について、所在機関が相応の処分を行わなければならない。犯罪を構成した場合、法に基づき関連責任者と機関に法的責任を追及する。

（一）検査測定検証データまたは検査測定検証の結論を偽造した場合

（二）偽造防止技術の機密を漏洩した場合

- (三) 関連規定に基づいた偽造防止技術製品の検査測定検査を行わない場合
- (四) 関連規定に違反し基準を超えた検査測定検証費用を受領した場合
- (五) 規定期限内に検査測定検証の任務を完了せず、深刻な結果をもたらした場合
- (六) 業務の職責の範囲において、有償でコンサルティングサービス業務を行った場合
- (七) 直接または間接的に企業に製品の偽造防止監督管理に関連する規定以外の各種資格の取得や各種活動の参加を強制的に要求した場合

第三十八条 国家は確認された偽造防止技術審査評価機関と偽造防止検査測定機関の年度サンプリング監督管理を行う。その業務の業績と効果が相応の業務資格に符合しているかどうか、「弁法」と本細則及び関連規定に違反する行為があるかどうか、その他違法行為があるかどうかを検査する。

第三十九条 偽造防止技術普及業務に従事する仲介機関と社会団体に次の行為の1があった場合、省級以上の品質技術監督部門は状況の深刻さに基づき、批評を通告し、是正を命じ、その主管部門へ必要な行政処分を行うよう意見を提出する。犯罪を構成した場合、法に基づき関連責任者と機関に法的責任を追及する。

(一) 証明書がない（生産許可証、偽造防止登記登録証）偽造防止技術製品の普及を行った場合

(二) 偽造防止技術の機密を漏洩し、または企業の偽造防止技術を自分のものとした場合

(三) 偽造防止技術製品の普及を強制的に行った場合

第四十条 企業は偽造防止技術の審査評価結果、偽造防止技術製品検査報告または偽造登記登録証及び生産許可証の審査、発行、年度審査、抹消に対して異議がある場合、関連規定に基づき、各級の品質技術監督部門または全国偽防弁へ再議を申請することができる。

第八章 附則

第四十一条 本細則は国家質量監督検査検疫総局が解釈の責任を負う。

第四十二条 本細則は公布日から実施する。

偽造防止技術審査評価証明書

(副 本)

証明書番号：

製品名称：

完成機関名称：

完成日：

審査評価方法：

審査評価実施日：

審査評価届出実施日：

審査評価実施機関（押印）：

審査評価機関資格証番号：

記入日： 年 月 日

偽造防止技術製品の概要説明及び主要技術機能の指標

偽造防止技術製品完成機関の状況

番号	完成機関名称	郵便番号	所在省市 コード	詳細な連絡先住所	所属省部	機関の性質
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

審 查 評 価 意 見

審査評価専門家委員会主任委員署名

年 月 日

専 門 家 審 査 評 価 委 員 会 名 簿

番号	審査評価会 職務	氏 名	業務機関	専門分野	現在専従している 専門分野	職名・職務	署 名
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							

検査測定機関の検証意見

検査測定機関印
責任者署名
年 月 日

付録文書 4

表紙

審査項目	成績
備考 年 月 日	

偽造防止登記登録証

(副本)

国家品質監督検査検疫総局印刷

国外企業の状況

企業名称：

(中国語)

(英語)

登録地： _____ 成立日： _____

詳細な住所： _____ 郵便番号： _____

責任者： _____ 職務： _____ 電話番号： _____

担当者： _____ 職務： _____ 電話番号： _____

メールアドレス _____ ファックス番号 _____

普及代理機関の状況

製品の分類：

企業名称：(中国語)

(英語)

変更企業名：

登記登録番号：

証明書発行日：

有効期限：

偽造防止技術審査評価証明書番号：

詳細な住所：(中国語)

(英語)

法定代表人：

電話：

担当者：

連絡先電話番号：

郵便番号：

メールアドレス：

監督検査状況

項目 分類	製品名	サンプリング 検査実施日	商標	規格番号	生産日	執行基準	サンプリング 検査の結果	取扱人 署名
国家監督 サンプリ ング検査								

年度審査の状況

日時	年度審査の状況
	署名（押印）
	署名（押印）
	署名（押印）
	署名（押印）
備考	

重大品質事故記録

日時	年 月 日	場所	
状況 説明			
処理 結果	署名（押印）		
日時	年 月 日	場所	
状況 説明			
処理 結果	署名（押印）		

注 意 事 項

1. 偽造防止登記登録証明書（副本）は、証明書を取得した企業の年度検査と日常監督検査の結果及び企業の重大な品質事故に関連する状況を記録するための証明書であり、副本は偽造防止登記登録証明と同時に使用する時に限り有効とする。

2. 当該副本は全国偽造防止技術製品管理弁公室により記入するものとする。

3. 当該副本は万年筆で記入し若しくは印字し、筆跡は明確に、押印は然るべき所定の位置にすべて押印し、書き直しをしてはならない。

4. 記入内容は事実に基づき正しく記入しなければならず、欺瞞や虚偽はあってはならない。

5. 企業名を変更する際、当該副本は元の偽造防止登記登録証明書と併せて名称変更手続きを実施しなければならない。

6. 適切に当該副本を保管しなければならず、紛失、毀損した場合、速やかに再受領を申請しなければならない。

偽造防止技術審査評価資格申請書

申請機関名称 _____

申請日 _____年____月____日

声 明

私は申請機関を代表し厳粛に表明いたします。

1. 提供した申請文書はすべて事実です。
2. 確認を得た偽造防止技術審査機関として、「製品の偽造防止監督管理弁法」及びその関連文書の規定を遵守いたします。

申請機関法定代表人

(署名と押印)

日時： 年 月 日

注1. 本表はボ万年筆または印字により中国語楷書で記入する。提出する書面、
電子版とも1部ずつ。

注2. A4用紙に記入すること。

1. 申請機関の状況

名称 _____ 機関の性質 _____
連絡先住所 _____ 郵便番号 _____
法定代表人 _____ 登録資本金 _____
従業員数 _____ 機関の専門職の登録専門家総数 _____
事務所面積 _____ 平方メートル (自社所有 _____ 平方メートル; 貸借 _____ 平方メートル)
審査評価責任者 _____ 職務 _____
電話番号 _____ ファックス番号 _____
電子メールアドレス _____

2. 申請の審査評価業務範囲

3. 機関はどんな偽造防止製品の技術審査を実施したことがありますか？機関が目下または予定するその他業務活動はどのようなものですか？(偽造防止技術審査評価以外の活動)

4. その他説明

5. 付属文書（本申請書とともに以下の文書を提供してください）

- （1）機関の法人証明書
- （2）偽造防止技術審査評価に従事する業務規程
- （3）偽造防止技術審査評価業務の安全機密保持制度に関連する業務規律と措置
- （4）専門的に偽造防止技術評価業務に従事（組織）する人員の名簿（人員の略歴及び技術的背景となる資料も併せて添付する）
- （5）偽造防止技術審査評価責任保証証明書
- （6）その他当該機関が偽造防止技術審査評価能力と条件を備えていることを証明できる資料と説明。

6. 審査意見

署名：（押印）
年 月 日

7. 批准意見

署名：（押印）
年 月 日

偽造防止技術製品検査測定・検証資格

申 請 書

申請機関名称： _____ (公印)

申 請 日： _____年_____月_____日

声 明

私は申請機関を代表し厳粛に表明いたします。

1. 提供した申請文書はすべて事実です。
2. 確認を得た偽造防止技術審査機関として、「製品の偽造防止監督管理弁法」及びその関連文書の規定を遵守いたします。

申請機関法定代表人_____

(署名押印)

日時 _____年____月____日

注1. 本表は万年筆または印字により中国語楷書で記入する。提出する書面、
電子版とも1部ずつ。

注2. A4用紙に記入すること。

(2) 就業人員の状況

就業 人員 の状 況	当該製品の検査測定・検証業務に従事する人員数 _____ その内上級エンジニア _____ エンジニア _____ アシスタント _____ 技術者 _____ 実験員 _____						
管理責任者の基本状況							
氏名		生年 月日		性別		学 歴	
職務		職名		専門家登録 番号			
卒業学校、時間及び専門分野							
職 歴							
技術責任者の基本状況							
氏名		生年 月日		性別		学 歴	
職務		職名		専門家登録 番号			
卒業学校、時間及び専門分野							
職 歴							

(3) 主要な機器設備の状況

主要機器設備の状況	基準に要求された 検査測定項目	使用機器設備の 名称、精度	検査 測定 時間

3. 検査測定・検証を請け負う能力範囲

4. 推薦機関の意見

責任者署名（押印）
年 月 日

5. 検査測定機関審査評価意見

審査グループの 評価意見	グループ長署名 年 月 日
全国防偽弁 の確認意見	長の署名 年 月 日

付表 3

偽造防止技術審査評価申請書

製品の種類 _____

申請機関名称 _____

審査評価機関名称 _____

申請種類 第1回申請 第2回申請 _____

申請日 _____年 _____月 _____日 _____

国家品質監督検証検疫総局印刷

声 明

私は申請機関を代表し厳粛に表明いたします。

1. 提供した申請文書はすべて事実です。
2. 確認を得た偽造防止技術審査機関として、「製品の偽造防止
監督管理弁法」及びその関連文書の規定を遵守いたします。

申請機関法定代表人または申請者

(署名と押印)

日時 年 月 日

注1. 本表は万年筆または印字により中国語楷書で記入する。提出する書面、電子メール版とも1部ずつ。

注2. A4用紙に記入すること。

機関名称	中国語		機関性質	
	英語		法定代表人	
連絡先住所	中国語		郵便番号	
	英語		電子メールアドレス	
担当者		職務	電話番号	
製品の名称			製品の種類	
偽造防止技術製品の概要説明及び主要な技術効能の指標				

申請機関意見

法定代表人または申請者署名

(署名押印) 年 月 日

審査評価機関の受理意見

審査評価機関印

年 月 日

付表 4

偽造防止技術専門家登録申請表

番号					記入日	年	月	日	
氏名		性別		生年月日					
業務機関		職名職務		従事する 専門分野					
卒業学校		専門分野		最終学歴					
身分証明書 番号		専門業務に従事 した合計年数		健康状態					
電子メール アドレス		連絡先電話 番号		携帯電話 番号					
郵便番号		連絡先住所							
個人 略歴									
関及 連 研 究 業 務 成 果									
個人声明									
<p>私は厳粛に表明いたします。この申請表に記入した内容及びその付属資料はすべて事実です。私は「製品の偽造防止監督管理弁法」及び関連文書の規定を遵守することを同意し、全国防偽技術製品管理弁公室の関連登録資料の検証と事実確認を受け入れます。</p>									
<p>申請者（本人の署名）： _____ 年 月 日</p>									
推薦 機関 意見	<p style="text-align: right;">責任者署名 (機関公印) _____ 年 月 日</p>								
審査評価 意見	<p style="text-align: right;">責任者署名 (機関公印) _____ 年 月 日</p>							登録日時	
								年 月 日	
								登録番号	

付表 5

偽造防止技術製品使用届出表

番号 記入日時 年 月 日

機関名称		企業性質	
連絡先住所		郵便番号	
法定代表人		電話番号	
届出製品の名称		製品の規格型式	
起用日時		数量/年	
偽造防止技術所属機関の状況	名称	性質	
	住所	郵便番号	
	法定代表人	電話番号	
	担当者	電話番号	
	許可証または登記登録番号		
届出製品の偽造防止技術の特徴及び鑑別方法			
地（市）の品質技術監督部門の届出審査意見		責任者署名 機関公印 200 年 月 日	
省級品質技術監督部門公告意見		責任者署名 機関公印 200 年 月 日	

偽造防止登記登録申請書

申請機関名称 _____

申請日 _____年 _____月 _____日

国家質量監督検査検疫総局印刷

声 明

私は申請機関を代表し厳粛に表明いたします。

1. 提供した申請文書はすべて事実です。
2. 確認を得た偽造防止技術審査機関として、「製品の偽造防止監督管理弁法」及びその関連文書の規定を遵守いたします。

申請機関法定代表人_____

(署名と押印)

日時_____年_____月_____日

注 1. 本表は万年筆または印字により中国語楷書で記入する。提出する書面、電子版とも 1 部ずつ。

注 2. A 4 用紙に記入すること。

1. 申請機関の状況

企業名称 _____
登録資本金 _____ 企業住所 _____
企業の種類 中外合弁 中外合作 外商独資 中方独資
従業員総数 _____ 工程技術者総数 _____
事務所面積 _____ 平方メートル（自社所有 _____ 平方メートル；貸借 _____ 平方メートル）
責任者 _____ 職務 _____ 電話番号 _____
担当者 _____ 職務 _____ 電話番号 _____
電子メールアドレス _____
普及が授権された偽造防止技術製品名称 _____

国外の偽造防止技術製品生産企業が本機関における株式権利の割合は _____

2. 国外企業の状況

企業名称 _____
（中国語） _____
（英語） _____
登録地 _____ 成立日 _____
詳細な住所 _____ 郵便番号 _____
責任者 _____ 職務 _____ 電話番号 _____
担当者 _____ 職務 _____ 電話番号 _____
電子メールアドレス _____ ファックス番号 _____

3. 登記登録を申請する偽造防止技術（製品）の種類と名称

4. 偽造防止技術（製品）は関連の中国国家基準と規範的な技術文書に合致していますか？ 符合している場合、符合する国家基準と規範的技術文書を記載してください。

5. 国外企業の主要生産設備明細表

番号	名 称	規格型式	数量	設備 状態	使用場所	生産元及び国別	生産 日	購入 日

6. 国外企業の主要検査測定機器、設備明細表

番号	名 称	規格型式	制度 等級	数量	設備 状態	使用 場所	生産元及び国別	生産 日	購入 日

7. 付属文書目録

番号	名 称
1	普及代理機関の営業許可証及び組織機関コード証明書 (副本の写し)
2	国外企業による偽造防止技術製品の普及授權証
3	偽造防止技術審査証明書
4	関連の業務規程、機密保持制度、機密保持制度などの 管理文書
5	全国防偽弁の資格確認を経た偽造防止検査測定機関が 発行した製品検証報告
6	国外企業の合法的な開業証明書、資本信用証明書
7	生産条件証明資料
8	偽造防止技術製品の機能要求がある製品基準、または 規範的技術文書
9	
10	
11	
12	
13	
14	

付表 7

偽造防止技術製品使用普及機関届出申請表

番号		記入日			年	月	日
機関名称		営業許可書					
連絡先住所		企業コード					
法定代表人		電話番号					
担当者		郵便番号					
偽造防止 技術製品 の状況	製品の名称	用途	許可証または登記登録証番号	生産機関			
偽造防止 技術の状況	技術の名称	偽造防止機能の紹介	偽造防止技術審査評価証明書番号	開発機関			
届出審査 意見	<p style="text-align: right;">(公印) 年 月 日</p>						